

12. 自然・都市環境関係資料

12-1 森林・自然環境保全関係法令の概要

法令	目的	指定	規制内容
森林法	森林計画、保安林、その他の森林に関する基本的な事項を定め、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展に資する。	地域森林計画 対象民有林 保安林	許可制 1. 土石又は樹根の採掘、開墾(1haを超えるもの) 2. その他土地の形質変更(1haを超えるもの) 許可制 1. 立木の伐採 2. 土石又は樹根の採掘、開墾 3. その他の土地の形質変更
自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健休養及び教化に資する。	特別地域 { 特別保護地区 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域	許可制(一部届出制) 1. 工作物の新築・改築・増築 2. 木竹の伐採 3. 鉱物の掘採・土石の採取 4. 河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為 4の2 一定の湖沼・水源に汚水・廃水を排出すること 5. 広告物等の掲出・設置又は表示 6. 水面の埋立・干拓 7. 土地の開墾・土地の形状変更 8. 高山植物等の採取 9. 屋根・壁面等の色彩の変更 10. 車馬乗入 届出制
大阪府自然環境保全条例	自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保(=自然環境の保全等)を推進することにより現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資する。	普通地域	許可制 1. 建築物その他工作物の新築・改築・増築 2. 宅地の造成・土地の開墾・その他土地の形質の変更 3. 土石の採取・鉱物の掘採 4. 水面の埋立・干拓 5. 河川・池沼等の水位・水量の増減 6. 木竹の伐採 7. 池沼・湿原に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること 届出制
		特別地区	許可制 1. 建築物その他工作物の新築・改築・増築 2. 木竹の伐採 3. 鉱物の掘採・土石の採取 4. 河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為 5. 広告物等の掲出・設置又は表示 6. 水面の埋立・干拓 7. 土地の形状変更 8. 知事が指定する高山植物等の採取 9. 屋根・壁面等の色彩の変更
		府緑地環境保全地域	許可制 1~7. 府自然環境保全地域に同じ 8. 歴史的・文化的遺産の現状の変更 ○ ゴルフ場の建設その他の自然環境に影響を及ぼす行為で規則で定めるものをしようとする者と「自然環境の保全と回復に関する協定」を締結

法令	目的	指定	規制内容
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資する。	近郊緑地保全区域 無秩序な市街化のおそれが大であり、保全により、住民の健全な心身の保持・増進、又は、公害、災害の防止の効果が著しい地域	届出制 1. 建築物、その他の工作物の新築・改築・増築 2. 宅地の造成・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他土地形質の変更 3. 木竹の伐採 4. その他当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの(水面の埋立・干拓) 5. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	鳥獣保護事業を実施し、及び狩猟を適正化することにより、鳥獣の保護繁殖、有害鳥獣の駆除及び危険の予防を図り、もって生活環境の改善及び農林水産業の振興に資する。	鳥獣保護区 銃猟禁止区域	営巣、給水、給餌等の施設の受忍 鳥獣捕獲禁止 銃猟の禁止
都市緑地保全法	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し、必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与する。	緑地保全地区	許可制 1. 建築物、その他の工作物の新築・改築・増築 2. 宅地の造成・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他土地形質の変更 3. 木竹の伐採 4. 水面の埋立・干拓
大阪府立自然公園条例	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資する。	特別地域 { 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域 普通地域	許可制(一部届出制) 1. 工作物の新築・改築・増築 2. 木竹の伐採 3. 鉱物の掘採・土石の採取 4. 河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為 5. 広告物等の掲出・設置又は表示 6. 水面の埋立・干拓 7. 土地の形状変更 8. 知事が指定する高山植物等の採取 9. 屋根・壁面等の色彩の変更 届出制